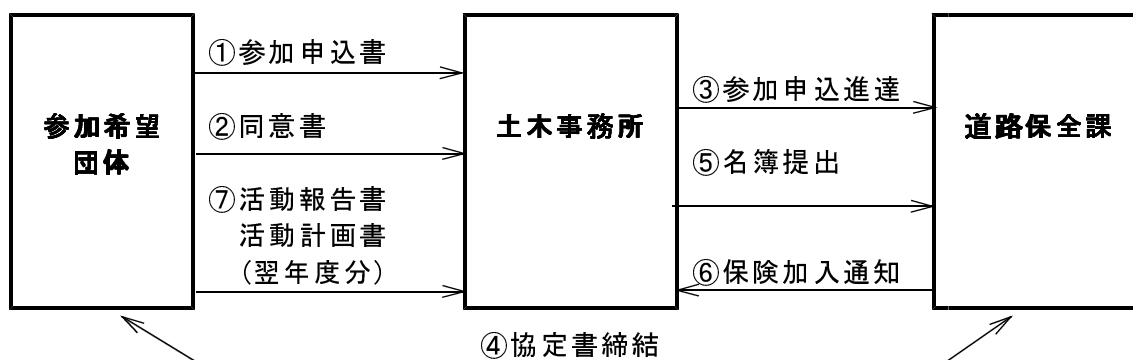


みんなで・守ロード事業 実施細則

【参加手続き】



1. 参加を希望する団体(以下、参加希望団体とする)は、管轄の土木事務所に連絡し、参加しようとするプログラム、参加要件、活動の区域について協議する。

※道路保全プログラムについては、団体と管轄の土木事務所（状況により道路保全課も同行する）が活動の区域について現場立会を行い、報奨金支給の対象となる区域と面積を決定する。また、草刈り面積の増加等の要因により報償費の支払額が増加する場合は、土木事務所は事前に道路保全課に協議すること。

2. 参加要件を満たす団体は、管轄の土木事務所を経由し、道路保全課に以下の書類を提出する。

- ①参加申込書（様式1）、参加者名簿、活動区域図
- ①自治会の同意書（様式2）※団体が活動区域の自治会以外の場合のみ。
※代表者の印鑑を押したもの。
- ③協定書（様式3）2部 ※代表者の印鑑を押したもの。

3. 部長決裁により参加認定がされた場合、道路保全課は協定書（様式3）に知事印を押印し、管轄の土木事務所を経由し、団体に1部を返送する。

4. 道路保全プログラムの団体は、草刈り活動を行う日の2週間前までに、管轄の土木事務所へ活動の予定を電話等で連絡する。
道路美化プログラムの団体は、原則として清掃活動を行う日の2週間前までに、道路保全課へ活動の予定を電話等で連絡する。

5. 道路保全プログラムの団体は、草刈り活動終了後、**2週間以内**に管轄の土木事務所へ草刈り報告書（様式4）を提出する。草刈り報告書の提出をもって報奨金の請求となるため、年度内に草刈り報告書の提出がなかった団体については、当該年度の報奨金の支給は行うことができない。

（提出がない場合、報奨金の支給を受けることができないため注意すること。）

6. 団体は、毎年度2月末日（必着）までに道路保全課へ当該年度の活動報告書（様式5-1）及び翌年度の活動計画書（様式5-2）を提出する。活動報告書・活動計画書の提出をもって翌年度の活動参加申し込みとするため、2月末日までに活動報告書・活動計画書の提出がなかった団体については、当該年度で活動の終了となる。
（提出がない場合、翌年度より事業参加団体から外れるため注意すること。）
7. 団体は、活動中に事故が発生したときは、速やかに管轄の土木事務所又は道路保全課に口頭でその旨報告し、その後遅滞なく事故報告書（様式6）を提出する。
8. 団体は、活動内容に変更が生じたり、あるいは本事業への参加が継続できなくなる等の事情が生じた場合、事前に道路保全課と協議の上、活動変更・廃止届（様式7）を管轄の土木事務所又は道路保全課に提出する。

【対象となる活動】

・道路保全プログラム

活 動 内 容	活動区間延長	年間活動回数
草 刈 り	500m以上	草刈り：1回以上

<完了基準>

1. 刈り残しがないように行うこと。
2. 草の刈取り高については、10cm以下で施工すること。
3. 刈草を道路敷に放置しないこと。

【助成の内容】

内 容	基 準
報 奨 金	支給額：活動区域の面積（㎡）×14円 （百円単位未満は端数を切り捨てる） ※上記<完了基準>に基づく県の検査に合格した場合に支給する。 ※面積は協定書に定める活動区間延長、及び幅により決定し、実際の活動回数に関わらず1団体につき年1回のみでの支給とする。
傷害・賠償責任保険	原則として参加者全員を対象とする。 ボランティア保険への加入。（名簿提出が必要） ※団体側で加入する場合を除く。
サ イ ン	看板を設置。1団体あたり1箇所のみとする。

【その他注意事項】

- 活動区域に「地域の河川サポート事業」の活動区域を重複させることはできない。
- 活動区間で県が草刈りを行う場合（既に刈り終えた場合、あるいは工事発注等の関係で行うことが決まっている場合など）は、この事業の対象外となる。（翌年度以降は県と協議を行い、県の草刈り対象区間から外すことにより、団体の参加が可能となる。）
- 活動区間と同一区間において、他団体が既に活動（道路保全プログラム・道路美化プロ

グラム) を行いこの事業に参加している場合は、参加ができない。(同一区間において複数の団体を支援することはできない。)

・道路美化プログラム

活 動 内 容	活動区間延長	年間活動回数
「清掃」及び「植栽」 (花の水やりや日常手入れ等も含む。)	100m以上	6回以上

【助成の内容】

内 容	基 準
物 品 等 の 支 給	支給物品額：1団体 5,000円 ※管轄の土木事務所に申し込みがあった場合に必要とする物品を貸与する。掛け買い(請求書払い)を希望する場合も、購入の前に管轄の土木事務所に連絡をすること。 ※活動回数に関わらず1団体につき年1回のみでの支給とする。
傷害・賠償責任保険	参加者全員を対象とする。 ボランティア保険への加入。(名簿提出が必要) ※団体側で加入する場合を除く。
サ イ ン	看板もしくはプレートの設置。(選択制) 看板設置については、 1団体あたり1箇所のみとする。

【その他注意事項】

- 活動区域に「地域の河川サポート事業」の活動区域を重複させることはできない。
- 活動区間と同一区間において、他団体が既に活動(道路保全プログラム・道路美化プログラム)を行いこの事業に参加している場合は、参加ができない。(同一区間において複数の団体を支援することはできない。)

・道路サポータープログラム

活 動 内 容	活動区間延長	活 動 回 数
事業所・店舗に面する道路清掃	事業所・店舗間口	週1回以上

【助成の内容】

内 容	基 準
ステッカーの支給	支給枚数：1店舗あたり 1枚